様式第28（第８条関係）

第１表

電気通信番号の使用状況報告（0AB～J番号）

年　3月　31日現在

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号区画	番号使用数						番号未使用数	番号休止数	合計
		うち ｱﾅﾛｸﾞ 電話	うち 総合 ﾃﾞｼﾞﾀﾙ 通信 ｻｰﾋﾞｽ	うち ＩＰ 電話	うち ﾀﾞｲﾔﾙ ｲﾝ番号 使用数	うち 番号 ﾎﾟｰﾀ ﾋﾞﾘﾃｨ 使用数			
合計									

注１　電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号について記載すること。

２　「番号区画」の欄は、総務大臣が告示で定める番号区画ごとの区分に従い記載すること。

３　「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているものの数を記載すること。

４　「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

５　「うち番号ポータビリティ使用数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で用いられている電気通信番号の数を記載すること。

６　「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

７　「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないものの数を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信番号の使用状況報告（0AB～J 番号以外）

年　３月　31日現在

事業者名

電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	ＦＭＣサービスに係る番号使用数
合　　計					

注１　電気通信番号規則第９条第１項第２号から第５号まで及び第 10 条第１項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

２　「電気通信番号の種別」の欄は、「070／080／090」、「020C」（電気通信番号規則第９条第１項第３号の２に規定する電気通信番号）、「0204」（電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号）、「881」、「091」、「060」、「050」又は「0AB0」を記載すること。

３　「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているもの（電気通信番号規則第20条第１号に規定する措置に係るものを除く。）の数を記載すること。

４　「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

５　「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないものの数を記載すること。

６　「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第20条第２号に規定する措置に係る電気通信番号の数を記載すること。

７　「ＦＭＣサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第９条第２項又は第10条第２項に規定する電気通信役務に係る電気通信番号の数を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第３表

電気通信番号の使用状況報告（電気通信事業者間移転番号）

年　４月　１日から
年　３月　31日まで

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数

注１　電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号について記載すること。

２　「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

３　「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。